内部質保証の方針

学校法人武庫川学院が設置する大学、大学院（以下、「本学」という。）では、内部質保証の方針を次のとおり定める。

１．基本方針

（１）本学は、立学の精神に基づく教育理念の実現に向けて、教育研究をはじめとする諸活動の状況について自ら定期的に点検・評価を行い、質向上を図るとともに、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを自らの責任で明示し、その結果を踏まえてさらなる改善・向上を恒常的・継続的に推進する。

２．体制・役割

（１）全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として「大学執行部会議」を置く。「大学執行部会議」のメンバーは学長、副学長、事務局長、教学局長、企画部長、その他学長が必要と認めた者とし、委員長は学長とする。また、質保証について組織内の理解を促進し、学内の恒常的サイクルとして定着させる。

（２）本学では学則に定める通り「教授会」、「研究科委員会」を中心に各学部、学科、研究科の運営を行う。教学に関する全学的な重要事項については「大学評議会」において審議する。

（３）全学における自己点検・評価活動を統括する組織として、副学長を議長とする「自己評価委員会」を置く。「自己評価委員会」は全学の自己点検・評価結果を「大学執行部会議」に報告する。「大学執行部会議」は報告を受けて協議を行い、改善・改革等が必要と思われる事項について、学部・研究科・その他部局のそれぞれの長に提示する。当該組織の長は該当事項に関する改善計画・改善結果を「大学執行部会議」に提出・報告する。この提出・報告は「自己評価委員会」への提出・報告をもって代えることができる。

（４）「自己評価委員会」が全学的観点から自己点検・評価を行うために「学部・研究科自己評価委員会」を置く。「学部・研究科自己評価委員会」では、学部・研究科における自己点検・評価を行い「自己評価委員会」に報告する。「学部自己評価委員会」は「学科自己評価委員会」を置くことができる。

（５）「大学執行部会議」は本学の教育活動に関して副学長を議長とする「大学協議会」等に意見を求めることができる。

（６）本学の内部質保証推進の状況については「監査室」が主体となって検証する。

（７）点検・評価報告書を３年ごとに作成する。それを以て「大学執行部会議」は質向上を図るための方策を検討する。